

議案第 8 2 号

亀山市行政組織条例及び亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について

亀山市行政組織条例及び亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市行政組織条例及び亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市行政組織条例及び亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

(亀山市行政組織条例の一部改正)

第1条 亀山市行政組織条例（平成17年亀山市条例第184号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び部に属さない課を置く。 政策部 [略] 総務財政部 [略] 市民文化部 (1)～(10) [略] <u>(11) 博物館に関する事項</u> 健康福祉部	(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び部に属さない課を置く。 政策部 [略] 総務財政部 [略] 市民文化部 (1)～(10) [略] [(11) を加える。] 健康福祉部

(1) ～ (6) [略] [ (7) を削る。 ]	(1) ～ (6) [略] <u>(7) スポーツの推進に関する事項</u>
子ども未来部 [略]	子ども未来部 [略]
産業環境部 [略]	産業環境部 [略]
建設部 [略]	建設部 [略]
上下水道部 [略]	上下水道部 [略]
防災安全課 [略]	防災安全課 [略]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

(亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正)

第2条 亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成21年亀山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。<u>以下「法」という。</u>）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。</p> <p>(1) <u>博物館の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7</u></p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。</p> <p>(1) <u>スポーツに関すること（学校における体育に関することを除</u></p>

<p><u>号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、博物館のみに係るものを含む。)</u></p> <p>(2) [略]</p>	<p><u>く。)</u></p> <p>(2) [略]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際第2条の規定による改正前の亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（以下「特例条例」という。）本則第1号に掲げる事務に係る法令等の規定により市長がした処分その他の行為のうち現にその効力を有するもので、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後において亀山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、教育委員会のした処分その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際第2条の規定による改正後の特例条例本則第1号に掲げる事務に係る法令等の規定により教育委員会がした処分その他の行為のうち現にその効力を有するもので、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長のした処分その他の行為とみなす。
- 4 施行日前に第2条の規定による改正前の特例条例本則第1号に掲げる事務に係る法令等の規定により市長に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 5 施行日前に第2条の規定による改正後の特例条例本則第1号に掲げる事務に係る法令等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(亀山市歴史博物館条例の一部改正)

6 亀山市歴史博物館条例（平成17年亀山市条例第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特別利用の許可)</p> <p>第5条 博物館資料について、学術研究等のために熟覧、模写、模造、撮影等をしようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の許可に博物館資料の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(企画展示室等の使用の許可等)</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、博物館の設置目的に反しない範囲内において、企画展示室、講義室及び実習室（以下「企画展示室等」という。）の使用を許可することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>市長</u>は、前項の許可に博物館の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(利用許可及び使用許可の制限)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第</p>	<p>(特別利用の許可)</p> <p>第5条 博物館資料について、学術研究等のために熟覧、模写、模造、撮影等をしようとする者は、あらかじめ<u>亀山市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の許可に博物館資料の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(企画展示室等の使用の許可等)</p> <p>第6条 <u>教育委員会</u>は、博物館の設置目的に反しない範囲内において、企画展示室、講義室及び実習室（以下「企画展示室等」という。）の使用を許可することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、前項の許可に博物館の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(利用許可及び使用許可の制限)</p> <p>第7条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当すると認められるとき</p>

5条第1項及び前条第2項の許可を与えないものとする。

(1)～(3) [略]

(使用者等に対する指示)

第9条 市長は、博物館の管理上必要があるときは、使用者等その他関係者に対し必要な指示をすることができる。

(利用許可及び使用許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項又は第6条第2項の許可を取り消し、利用若しくは使用の中止を命じ、又は許可した事項を変更することができる。

(1)～(4) [略]

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 [略]

(特別の設備等)

第14条 第6条第2項の許可を受けた者は、企画展示室等の使用に関し特別の設備をし、又は企画展示室等に変更を加え、若しくは備付け以外の器具を持ち込んで使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

は、第5条第1項及び前条第2項の許可を与えないものとする。

(1)～(3) [略]

(使用者等に対する指示)

第9条 教育委員会は、博物館の管理上必要があるときは、使用者等その他関係者に対し必要な指示をすることができる。

(利用許可及び使用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、使用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項又は第6条第2項の許可を取り消し、利用若しくは使用の中止を命じ、又は許可した事項を変更することができる。

(1)～(4) [略]

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。

2 [略]

(特別の設備等)

第14条 第6条第2項の許可を受けた者は、企画展示室等の使用に関し特別の設備をし、又は企画展示室等に変更を加え、若しくは備付け以外の器具を持ち込んで使用しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

(入館の制限)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、博物館への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) ~ (4) [略]

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第4条関係)

区分	常設展示		特別展示
	個人	団体	
学生・生徒・児童	100円	80円	1,000円以内の範囲内
一般	200円	160円	で <u>市長</u> が定める額

備考 [略]

(入館の制限)

第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、博物館への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) ~ (4) [略]

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表第1 (第4条関係)

区分	常設展示		特別展示
	個人	団体	
学生・生徒・児童	100円	80円	1,000円以内の範囲内
一般	200円	160円	で <u>教育委員会</u> が定める額

備考 [略]

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

(亀山市スポーツ振興審議会条例の一部改正)

7 亀山市スポーツ振興審議会条例(平成17年亀山市条例第75号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(所掌事務) 第2条 審議会は、 <u>亀山市教育委員会</u> <u>(以下「教育委員会」という。)</u> の 諮問に応じ、次に掲げるスポーツの	(所掌事務) 第2条 審議会は、 <u>市長</u> の諮問に応じ、 次に掲げるスポーツの推進に関する 重要事項について調査審議し、及び

<p>推進に関する重要事項について調査 審議し、及びこれらの事項について <u>教育委員会</u>に建議する。</p> <p>(1) 及び (2) [略]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 委員は、スポーツに関し識見を有 する者のうちから<u>教育委員会</u>が委嘱 する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 審議会の庶務は、<u>教育委員会</u> <u>事務局</u>において処理する。</p>	<p>これらの事項について<u>市長</u>に建議す る。</p> <p>(1) 及び (2) [略]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 委員は、スポーツに関し識見を有 する者のうちから<u>市長</u>が委嘱する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 審議会の庶務は、<u>健康福祉部</u> において処理する。</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

(亀山市運動施設等条例の一部改正)

8 亀山市運動施設等条例（平成17年亀山市条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業 務を行うものとする。</p> <p>(1) 及び (2) [略]</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、 <u>亀山市教育委員会（以下「教育委 員会」という。）</u>が必要と認める 業務</p> <p>(開場時間)</p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業 務を行うものとする。</p> <p>(1) 及び (2) [略]</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、 <u>市長</u>が必要と認める業務</p> <p>(開場時間)</p>

第5条 [略]

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、教育委員会の承認を得て、別表第1に掲げる開場時間を変更することができる。

(休業日)

第6条 [略]

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、教育委員会の承認を得て、別表第1に掲げる休業日を変更し、又は別に休業日を定めることができる。

(利用料金)

第12条 [略]

2 利用料金の額は、別表第2から別表第10までに掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める額とする。

3 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(損害賠償の義務)

第17条 施設を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がや

第5条 [略]

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、別表第1に掲げる開場時間を変更することができる。

(休業日)

第6条 [略]

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、別表第1に掲げる休業日を変更し、又は別に休業日を定めることができる。

(利用料金)

第12条 [略]

2 利用料金の額は、別表第2から別表第10までに掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(損害賠償の義務)

第17条 施設を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得

<p>むを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>	<p>ない事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

(亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンド条例の一部改正)

9 亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンド条例（平成17年亀山市条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 及び(2) [略]</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>亀山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>が必要と認める業務</p> <p>(開場時間)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>の承認を得て、同項に規定する開場時間を変更することができる。</p> <p>(休業日)</p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 及び(2) [略]</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が必要と認める業務</p> <p>(開場時間)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、<u>市長</u>の承認を得て、同項に規定する開場時間を変更することができる。</p> <p>(休業日)</p>

第6条 [略]

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、教育委員会の承認を得て、同項に規定する休業日を変更し、又は別に休業日を定めることができる。

(利用料金)

第12条 [略]

2 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める額とする。

3 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(損害賠償の義務)

第17条 施設を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第6条 [略]

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、同項に規定する休業日を変更し、又は別に休業日を定めることができる。

(利用料金)

第12条 [略]

2 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(損害賠償の義務)

第17条 施設を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

(亀山市関B&G海洋センター条例の一部改正)

10 亀山市関B&G海洋センター条例（平成17年亀山市条例第78号）の一部を

次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 及び(2) [略]</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>亀山市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）が必要と認める業務</p> <p>(開館時間)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>の承認を得て、同項に規定する開館時間を変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>の承認を得て、同項に規定する休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第12条 [略]</p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 及び(2) [略]</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が必要と認める業務</p> <p>(開館時間)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、<u>市長</u>の承認を得て、同項に規定する開館時間を変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、<u>市長</u>の承認を得て、同項に規定する休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第12条 [略]</p>

2 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める額とする。

3 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

（損害賠償の義務）

第17条 施設を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

2 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

（損害賠償の義務）

第17条 施設を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

備考 表中の [ ] の記載は注記である。